

# 令和7年度 第7回 八戸圏域地域公共交通活性化協議会

日時：令和8年3月27日（金）14時00分～

場所：八戸市総合保健センター 大ホール

## 次 第

### 1. 開会

### 2. 議事

#### 《協議事項》

- (1) 令和8年度予算（案）について 資料1
- (2) 令和8年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）  
の変更届（案）について 資料2

#### 《報告事項》

- ・新郷村における高校生スクールバス（仮称）の運行（試験運行）について 資料3

### 3. 閉会

#### 【配付資料】

- 次第
- 出席者名簿
- 席図
- 資料1：令和8年度予算（案）について
- 資料2：令和8年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の変更届（案）について
- 資料3：新郷村における高校生スクールバス（仮称）の運行（試験運行）について
- 八戸圏域地域公共交通活性化協議会設置要綱

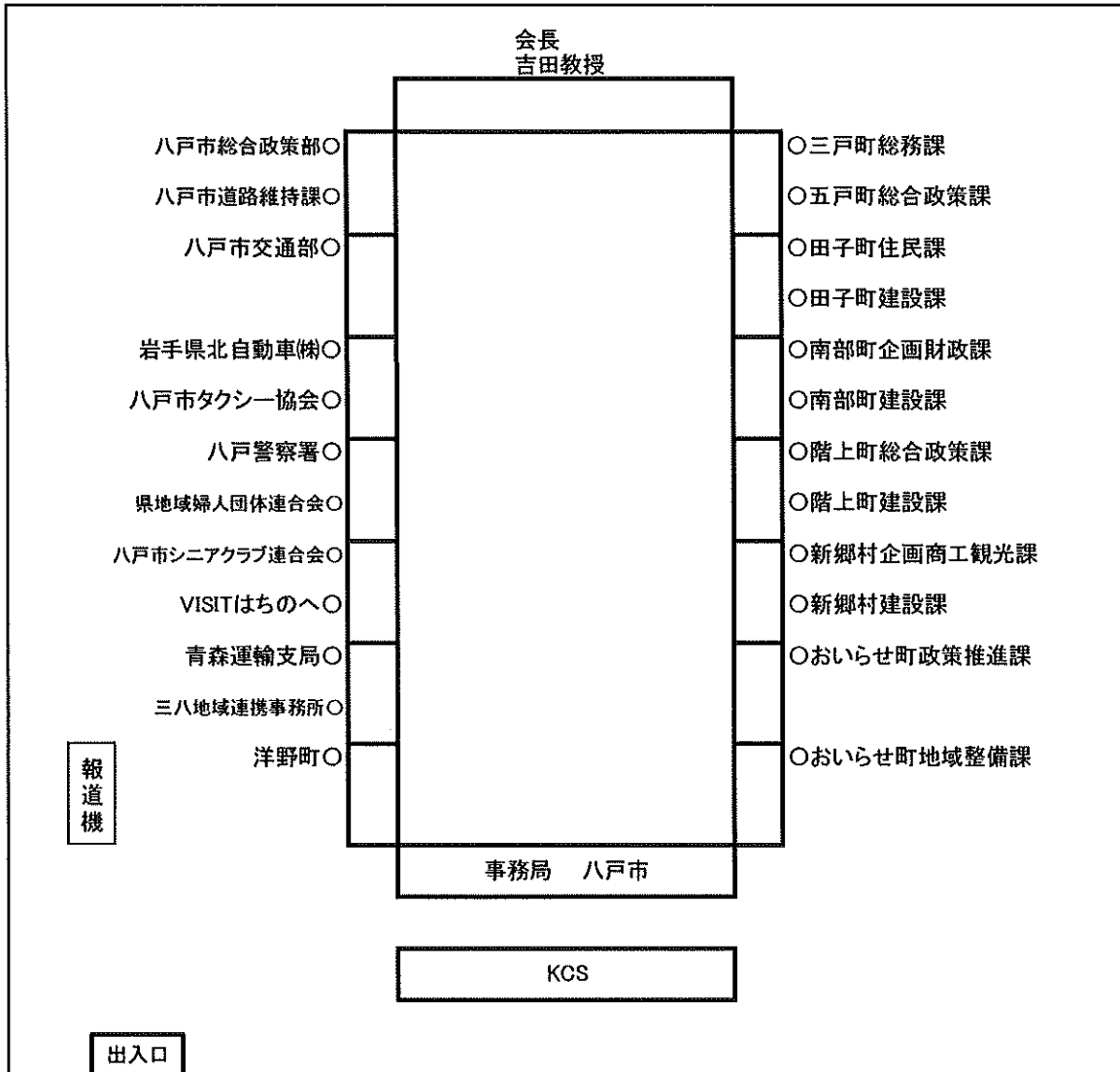
令和7年度 第7回 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

(数値略)

No.	区分	所属	職名	氏名	備考	
1	学識経験者	福島大学	教授	吉田 樹	出 会長	
2		八戸学院大学	特任准教授	井上 丹	欠 アドバイザー	
3	地方公共団体	八戸市	総合政策部次長	安原 清友	出	
4			建設部次長兼道路維持課長	岩谷 寿	出	
5		三戸町	参事 総務課長	太田 明雄	出 代理:主査 渡辺 良太	
6			建設課長	齋藤 優	欠	
7		五戸町	総合政策課長	手倉森 崇	出	
8			建設整備課参事	小保内 一典	欠	
9		田子町	住民課長	工藤 義広	出	
10			建設課長	中山 明恒	出	
11		南部町	企画財政課長	菅谷 信也	出	
12			建設課長	石橋 一史	出	
13		階上町	総合政策課長	平戸 真澄	出	
14			建設課長	小笠原 博文	出	
15		新郷村	企画商工観光課長	松原 健夫	出	
16			建設課長	福山 鋼蔵	出	
17		おいらせ町	政策推進課長	田中 貴重	出 随行:主幹 二川目 勝	
18			地域整備課長	岡本 啓一	出	
19		交通事業者	八戸市交通部	次長兼運輸管理課長	鈴木 伸尚	出 随行:営業GL 泉山 裕
20			岩手県北自動車(株)	乗合事業部南部支社分室長	佐藤 欽一	出
21	十和田観光電鉄(株)		執行役員 乗合事業部長	佐藤 美仁	欠	
22	八戸市タクシー協会		会長	小笠原 修	出 代理:事務局長 伊藤 正孝	
23	東日本旅客鉄道(株)		八戸統括センター副所長	島谷部 公治	欠	
24	青い森鉄道(株)		経営戦略部長	廣沼 高明	欠	
25	道路管理者	青森県 県土整備部	道路課長	鈴木 英宗	欠	
26	港湾管理者	青森県 三八県土整備事務所	八戸港管理所長	堀川 隆治	欠	
27	公安関係者	八戸警察署	交通官	山中 信明	出 代理:交通課 規制係長 榑浩治	
28		三沢警察署	交通課長	工藤 真彰	欠	
29		三戸警察署	交通課長	島山 裕香	欠	
30		五戸警察署	交通課長	工藤 史智	欠	
31	利用者	八戸商工会議所	専務理事	向井 俊晴	欠	
32		三八地区高等学校長協会	三戸高校長	直町 年行	欠	
33		青森県地域婦人団体連合会	常任理事	古里 ツセ	出	
34		八戸市シニアクラブ連合会	会長	上田 武男	出	
35		(一財)VISITはちのへ	専務理事	阿部 寿一	出 代理:事務局長 北村 政則	
36	関係者	国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局	企画調整部門 首席運輸企画専門官	小林 弘典	出	
37		国土交通省 青森河川国道事務所	八戸国道出張所長	新井 昌規	欠	
38		青森県 三八地域連携事務所	所長	工藤 福保	出 代理:主幹専門員 大山 健	
39	地方公共団体	洋野町	地域振興課長	佐々木 高信	出	
40	(岩手県)	軽米町	政策推進課長	野中 孝博	欠	
	事務局	八戸市	政策推進課長	小笠原 慶信	出	
			政策推進課 参事(交通政策GL)	谷崎 安進	出	
			政策推進課 主幹	相模 将喜	出	
			政策推進課 主査	千葉 明	出	
			政策推進課 主事	八木田 訓寿	出	

# 令和7年度 第7回 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 《席図表》

会場:八戸市総合保健センター 大ホール



## 令和8年度八戸圏域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

令和8年度においても、八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画に基づき事業を進めていく。

1. 八戸圏域公共交通利用促進事業【委託料：7,095,000円】
  - ・八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画の更新  
5～9月にかけて次年度のバス路線再編の有無をヒアリングし、12月末を目途に更新した計画（案）をとりまとめ、3月下旬に国土交通大臣より認定予定。
  - ・モビリティ・マネジメントの実施  
路線バスが使いやすく、頼りになる存在として認識・理解されるため、小学校等向けにモビリティ・マネジメントを4回実施し、日常利用の増加を図る。
2. バスマップはちのへ2027作成【需用費：1,254,000円】

バス事業者ごとではなく、複数の事業者の情報が乗ったバスマップを作成・配布し、利用者の利便性を図る。

  - ・部数 10,000部
3. 八戸駅線リーフレット作成【需用費：462,000円】

八戸駅～中心街間やJR八戸線、東北新幹線の時刻表を掲載したリーフレットを作成・配布することで、八戸駅～中心街間の等間隔運行による利便性や鉄道との接続性を周知し、利用促進を図る。

  - ・部数 15,000部
4. 八戸中心街ターミナルリーフレット作成【需用費：236,500円】

八戸中心街ターミナルバス停について、方面別の案内などを掲載したリーフレットを作成・配布し、利用促進を図る。

  - ・部数 5,000部
5. ツールラック路線図修繕【需用費：739,200円】

路線再編に伴う一部路線廃止や八食センター線に係る運賃改定、鉄道運賃改定もあったことから、利用者が混乱を招かぬよう路線図の修繕・張替えを行う。

6. MaaS 実装促進事業【委託料 4,500,000 円】

昨年度に引き続き、路線バスと青い森鉄道が連携したデジタルチケットや路線バスと深夜乗合タクシー「シンタクン」が連携したデジタルチケットの販売を行う。(県地域連携による交通ネットワーク確保・維持事業活用 10/10)

7. 協議会及び分科会の開催【謝礼、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料：539,000 円】

協議会では、計画の策定等に関し必要な協議を行い、分科会では、担当者会議やバス事業者同士の会議を開催し、公共交通の状況や問題点を明らかにする。

## 令和8年度八戸圏域地域公共交通活性化協議会 収支予算書(案)

### 1 歳入

(単位:円)

科 目	8年度予算	7年度当初予算	差 額	備 考
負担金	5,176,700	4,757,000	419,700	八戸圏域市町村負担金より
補助金	5,149,000	2,896,000	2,253,000	確保維持改善事業費補助金
委託金	4,500,000	4,500,000	0	県(地域連携による交通ネットワーク確保・維持事業)
歳入合計	14,825,700	12,153,000	2,672,700	

### 2 歳出

(単位:円)

科 目	8年度予算	7年度当初予算	差 額	備 考
謝礼	88,000	44,000	44,000	圏域WG会議・バス事業者検討分科会等で10回予定 8,800円×10回=88,000円
旅費	350,000	155,000	195,000	圏域WG会議・バス事業者検討分科会等で10回予定 35,000円×10回=350,000円
需用費	2,744,700	1,961,000	783,700	バスマップ:1,254,000円 八戸駅線リーフレット:462,000円 八戸中心街ターミナルリーフレット:236,500円 ツールラック路線図修繕:739,200円 印紙:15,000円 お茶:38,000円
役務費	10,000	10,000	0	振込手数料
委託料	11,595,000	9,954,000	1,641,000	八戸圏域公共交通利用促進事業:7,095,000円 MaaS実装事業:4,500,000円
使用料及び貸借料	38,000	29,000	9,000	会場代:38,000円
歳出合計	14,825,700	12,153,000	2,672,700	

# 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 令和8年度当初予算事業費及び負担金内訳(案)

(円)

利便増進事業	事業費	圏域市町村負担額計								費用負担等の考え方	
		国・県補助金	八戸市	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村		おいらせ町
会議費等	514,000	257,000	33,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	6市町村で均等割り 謝礼:8,600円×10回=86,000 旅費:35,000円×10回=350,000 お茶代:38,000円 会場代:38,000円
八戸圏域公共交通 利用促進	7,095,000	3,547,000	2,830,000	91,000	137,000	68,000	87,000	145,000	44,000	146,000	
うち利便増進実施計画 に係る業務	4,025,000	2,012,000	1,295,000	91,000	137,000	68,000	87,000	145,000	44,000	146,000	基準財政需要額で接分
うちモビリティ・マネ ジメントに係る業務	3,070,000	1,535,000	1,535,000	0	0	0	0	0	0	0	各町村でも実施する場合は 1100千円負担金
バスマップはちのへ 2027作成	1,254,000	627,000	569,600	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	計1万部作成。 1部あたり82円 町料での使用部数100部を想定し 切下げ
八戸駅線 リーフレット作成	462,000	231,000	231,000	0	0	0	0	0	0	0	計1.5万部作成。 八戸市内路線のリーフレットの ため、圏域負担分なし
八戸中心街ターミナル リーフレット作成	236,500	118,000	118,500	0	0	0	0	0	0	0	計0.5万部作成。 八戸市中心街ターミナルのリー フレットのため、圏域負担分な し
ツールラック路幅図 修繕	739,200	369,000	370,200	0	0	0	0	0	0	0	
Meas実装事業	4,500,000	4,500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	県(地域連携による交通ネット ワーク確保・維持事業)活用 のため、圏域負担分なし
その他事務経費	25,000	0	25,000	0	0	0	0	0	0	0	印刷代:15,000 振込手数料、送料等:10,000
計	14,825,700	9,649,000	4,177,300	131,200	177,200	108,200	127,200	185,200	84,200	186,200	

負担額合計	14,825,700	9,649,000	4,177,300	131,200	177,200	108,200	127,200	185,200	84,200	186,200	圏域町村の負担額は 活性化協議会の歳入
-------	------------	-----------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	------------------------

## 令和8年度地域公共交通計画(地域内フィーダー系統)の変更届(案)について

## 計画の変更について

令和7年6月25日に開催された第1回八戸圏域地域公共交通活性化協議会において、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の対象路線が承認され、東北運輸局から計画認定を受けた。

計画認定後に事業内容を変更する場合は、協議会での審議を経て、変更届出書を提出しなければならない。

**三戸町** P2～P6

## 1. 変更理由

三戸町デマンドタクシーについては、町内事業者2者に担当地区を設け運行している。担当地区は毎年度(4月)事業者間で交代して運行しているため、下記のとおり変更する。

## 2. 変更日 令和8年4月1日～

3. 変更箇所
- ・申請番号(4)三戸町デマンドタクシー(蛇沼地区、杉沢地区)
  - ・申請番号(5)三戸町デマンドタクシー(斗内・大舌地区、目時地区)

**五戸町** P7～P13

## 1. 変更理由

「五戸八戸駅線(上市川経由)」について、八戸駅西土地地区画整理事業に伴う道路の付け替えにより経路が変更となる。

## 2. 変更日 令和8年4月1日～

3. 変更箇所 申請番号(1)五戸八戸駅線(上市川経由)

**八戸市** P14～P26

## 1. 変更理由

新たに交通不便地域の指定を受けた「笹ノ沢地区」の自家用有償旅客運送とサービス継続計画の認定を受けた「是川・田向線」について、系統の追加を行うもの。

## 2. 変更日 令和8年4月1日～

3. 変更箇所
- ・申請番号(2)ささバス
  - ・申請番号(3)是川・田向線

令和 8 年 3 月 27 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 八戸圏域地域公共交通活性化協議会  
住 所 青森県八戸市内丸1丁目1-1  
代表者氏名 会長 吉田 樹

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和 7 年 9 月 25 日付け国総地第 144 号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日  
令和 8 年 4 月 1 日
  
- 変更箇所
  - 1 表 1 の申請番号 (4) の運行事業者
  - 2 表 1 の申請番号 (5) の運行事業者
  
- 変更理由
  - 1 デマンドタクシーの運行事業者が変更となるもの

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。  
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性  
(名称) 八戸圏域地域公共交通活性化協議会

三戸町におけるライダーシステムは、地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であると言える。

イオンタウン三戸線①・②、泉山線については、市街地と市街地周辺に点在する交通不便地域(地域間連携軸バス停から離れた地域)との移動に対応する役割を果たしている。

乗合タクシー(蛇沼地区、杉沢地区と斗内・大舌地区、目時地区の2地区)は、山間部等バス路線から離れているまたは利用したい時間帯にバスが運行していない等の理由により、公共交通を利用しづらい地域においてバスに代わる交通手段としての役割を果たしている。

しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「八戸圏域地域公共交通計画」において設定する基本目標に対する達成状況を把握するための評価指標として、計画最終年度2028年度目標値とした八戸圏域市町村における住民1人あたりの公共交通の利用者数の年間利用回数 31.2回/人・年(2021年度現況値 31.2回/人・年を維持)を定めている。

当該目標を達成するために三戸町コミュニティバスの地域内ライダーシステム利用者数について、以下のとおり目標を定める。

また、乗合タクシーについても、上記計画の目標達成に寄与するため、以下のとおり目標を定める。

※八戸圏域地域公共交通計画(P25、26参照)

系統名	実績				目標(利用者数)			
	令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イオンタウン三戸線① (岩木山・図書館前経由)	2,861人	2,700人	2,623人	2,548人				
イオンタウン三戸線② (重平・城ノ下経由)	3,582人	3,381人	3,284人	3,191人				
泉山線	2,647人	2,498人	2,427人	2,358人				
蛇沼地区、杉沢地区	534人	503人	490人	476人				
斗内・大舌地区、目時地区	811人	765人	744人	722人				

※八戸圏域地域公共交通計画P87中、「表 指標に対する数値管理」

項目	指標に対する数値管理	
	現況値(2021)	目標値(2028)
八戸圏域人口(人)	313,056	276,471
公共交通利用者数(人/年)	9,781,257	8,638,179
住民1人あたりの公共交通利用回数	31.2	31.2

※三戸町人口8,699人(令和7年3月末)、8,954人(令和6年3月末)前年度比97.15%

※目標値は前々年度利用者数に人口の減少率を乗じて試算(四捨五入)  
(令和8年度は令和6年度実績値に対して減少率を乗じる)

(2) 事業の効果

これらの系統を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保され、町内の医療機関、商業施設、金融機関及び行政機関への円滑な移動が確保される。また、幹線(鉄道・路線バス)と支線(コミュニティバス・乗合タクシー)のネットワークが連携することで、八戸市への効率的な運体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた(イオンタウン三戸①②線)。

1次評価では、広報誌等による利用促進に努め、利用者の定着を図ることとしたほか、2次評価では、地域のニーズを把握し、新規需要の掘り起こしを含む利用促進に取り組むことを助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

- ・コミュニティバスの見直し、運行を維持。(交通事業者、三戸町)
  - ・コミュニティバス時刻表等の作成、配布。(交通事業者、三戸町)
  - ・広報さんへの等を活用した利用促進記事の掲載(交通事業者、三戸町)
- ※八戸圏域地域公共交通計画(P54、55参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添「表1」のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

三戸町から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

各系統の乗降数を調査の上、目標値から達成状況を把握する。

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認められた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内ライダーシステムのみ】 別添「表5」のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 ※該当なし (2) 事業の効果 ※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 ※該当なし (2) 事業の効果 ※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論	三戸町地域公共交通会議 三戸町分に係る計画について合意 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 計画全体について合意 三戸町地域公共交通会議 三戸町内分に係る計画について合意 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 計画全体について合意 令和8年 3月19日 三戸町地域公共交通会議 令和8年 3月27日 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 計画全体について合意
19. 利用者等の意見の反映状況	本計画記載の系統については、令和2年度に実施したバス事業者ヒアリング、利用者ヒアリング及び町民アンケート（65歳以上1,000人対象）を踏まえ、利用者の需要にあった交通体系へ見直しをすため、令和3年4月にコミュニティバス路線再編と乗合タクシー実証運行を開始したものである。 乗合タクシーについては、利用者へのアンケート調査と事業者のヒアリングを踏まえた運行方法の見直しを実施し、令和5年4月から本格運行（4条運行）としたものである。
20. 乗用タクシーの運賃低減化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低減化措置を行う場合のみ】	
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等	
※該当なし	
(2) 交通手段の検討状況	
※該当なし	

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 八戸市内丸一丁目1-1

(所属) 八戸市 政策推進課

(氏名) 八木田 訓寿

(電話) 0178-43-9124

(e-mail) nor\_yagita@city.hachinohe.aomori.jp

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 三戸町大字在府小路町4-3

(所属) 総務課

(氏名) 渡辺 良太

(電話) 0179-20-1111

(e-mail) r-watanabe@town.sannohe.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によるなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するためのに行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダーシステム)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内ファイダーシステム (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
三戸町	岩手県北自動車(株)	イオンタウン三戸線① (1) (岩木山・図書館前経 由)	こま温泉	三戸駅前 三戸町役場 三戸中央病 院	イオンタウン三戸	往8.1km 復8.1km	97日	291回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の三八線 (名高前及び医療健康セ ンター-経由)と三戸中央病 院で接続	
	岩手県北自動車(株)	イオンタウン三戸線① (1) (岩木山・図書館前経 由)	三戸営業所	三戸駅前 三戸町役場 三戸中央病 院	イオンタウン三戸	往7.1km 復7.1km	192日	576回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の三八線 (名高前及び医療健康セ ンター-経由)と三戸中央病 院で接続	
	岩手県北自動車(株)	イオンタウン三戸線 (2) (雷平・城ノ下経由)	こま温泉	三戸駅前 三戸中央病 院 イオンタウン三戸	西松原	往11.1km 復11.1km	97日	485回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の三八線 (名高前及び医療健康セ ンター-経由)と三戸中央病 院で接続	
	岩手県北自動車(株)	イオンタウン三戸線 (2) (雷平・城ノ下経由)	三戸営業所	三戸駅前 三戸中央病 院 イオンタウン三戸	西松原	往10.1km 復10.1km	192日	960回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の三八線 (名高前及び医療健康セ ンター-経由)と三戸中央病 院で接続	
	岩手県北自動車(株)	(3) 泉山線	イオンタウン三戸	三戸中央病 院 三戸町役場 三戸駅前	イオンタウン三戸	往11.8km 復11.8km	289日	578回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の三八線 (名高前及び医療健康セ ンター-経由)と三戸中央病 院で接続	
	(有) 田中タクシー	(4) 三戸町デマンドタクシー (蛇沼地区、杉沢地区)		蛇沼、杉沢		往 復	182日	218回			区域運行	①、②(1)	地域間幹線系統の三八線(名高前 及び医療健康センター-経由)と三戸 駅前、下北平、三戸中央病院、一日 町、三戸郵便局、三戸町役場で接続	
	三戸タクシー(株)	(4) 三戸町デマンドタクシー (蛇沼地区、杉沢地区)		蛇沼、杉沢		往 復	183日	219回			区域運行	①、②(1)	地域間幹線系統の三八線(名高前 及び医療健康センター-経由)と三戸 駅前、下北平、三戸中央病院、六日 町、三戸郵便局、三戸町役場で接続	
	三戸タクシー(株)	(5) 三戸町デマンドタクシ ー (斗内・大吉地区、目時 地区)		斗内、大吉、目時		往 復	182日	327回			区域運行	①、②(1)	地域間幹線系統の三八線(名高前 及び医療健康センター-経由)と三戸 駅前、下北平、三戸中央病院、六日 町、三戸郵便局、三戸町役場で接続	
	(有) 田中タクシー	(5) 三戸町デマンドタクシ ー (斗内・大吉地区、目時 地区)		斗内、大吉、目時		往 復	183日	328回			区域運行	①、②(1)	地域間幹線系統の三八線(名高前 及び医療健康センター-経由)と三戸 駅前、下北平、三戸中央病院、六日 町、三戸郵便局、三戸町役場で接続	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。

「接続する幹線系統」

三八線（名農高前及び医療健康センター経由）

「補助系統」

- (4) 蛇沼地区
- (4) 杉沢地区
- (5) 斗内・大舌地区
- (5) 目時地区

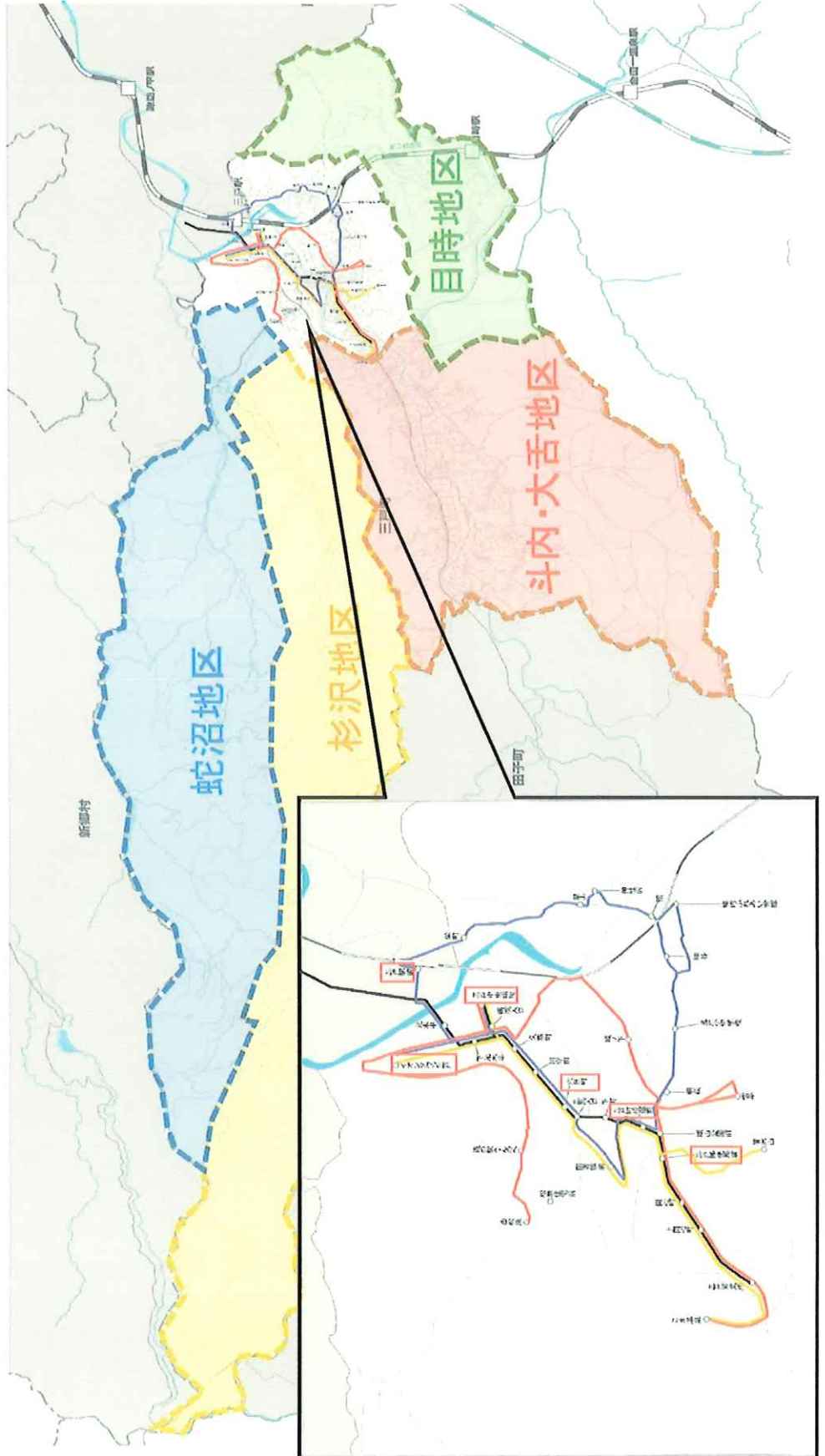
「結節点」 □ 三戸駅、下元木平（イオンタウン三戸）、三戸中央病院、六日町（八戸農業協同組合三戸支店）、三戸郵便局、三戸町役場

補助系統→接続する幹線系統※三戸中央病院接続時刻を記載

三戸中央病院着（蛇沼地区、杉沢地区、斗内・大舌地区、目時地区）	8:30	9:30	10:30
三戸中央病院発（三八線）		10:14	11:19

接続する幹線系統→補助系統※三戸中央病院接続時刻を記載

三戸中央病院着（三八線）	11:34
三戸中央病院発（蛇沼地区、杉沢地区、斗内・大舌地区、目時地区）	12:00



令和 8 年 3 月 27 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	八戸圏域地域公共交通活性化協議会
住 所	八戸市内丸一丁目 1 - 1
代表者氏名	会 長 吉 田 樹

地域公共交通計画変更届出書

令和 7 年 9 月 2 6 日付け東交交第 7 2 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 変更箇所  
表 1 の申請番号 ( 1 ) の運行系統について、運行系統の経由地、系統キロ程、計画運行日数、計画運行回数
- 変更理由  
八戸駅西土地区画整理事業に伴う道路の付け替えにより、新しいルートでの運行が必要となり、路線及び停留所の新設・廃止が生じたため。

令和7年6月25日  
(変更) 令和8年3月27日

(名称) 八戸圏域地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	<p>五戸町におけるライダーシステムは、広域連携軸や地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であると言える。</p> <p>五戸八戸駅線(上市川経由)については、五戸町の中心と八戸駅間を運行しており、主に五戸町から八戸市内の高校への通学手段として利用されているなど通学支援を図る上で重要な役割を担っているほか、車を運転できない方の通勤や通院に利用されており、五戸町民の生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業によって運行を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させることが必要である。</p>															
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	<p>(1) 事業の目標</p> <p>○「八戸圏域地域公共交通計画」における2028年度目標値 八戸圏域市町村における住民1人あたりの公共交通の利用者数の年間利用回数 31.2回/人・年(2021年度現況値31.2回/人・年を維持) (八戸圏域地域公共交通計画 P25、26 参照)</p> <p>○ライダーシステム(五戸八戸駅線(上市川経由))に対する目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間の利用者数</td> <td>10,859人</td> <td>8,000人以上</td> <td>8,000人以上</td> <td>8,000人以上</td> </tr> <tr> <td>運行1回あたりの利用者数</td> <td>12.8人</td> <td>10人以上</td> <td>10人以上</td> <td>10人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 事業の効果</p> <p>五戸八戸駅線(上市川経由)路線の維持により、高校生の広域通学を可能とする公共交通環境が確保される。</p> <p>また、地域間幹線系統である岩手県北自動車線の八戸線(扇田経由)に、八戸駅で接続することで、主に切谷内・上市川地区住民の八戸中心街方面への生活交通手段が確保される。</p> <p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。</p> <p>令和6事業年度における事業評価では、目標が達成できた。</p> <p>1次評価では、高校生への応援補助金を継続するとともに、通学手段や利用状況等のアンケート、バスに係る要望等を把握し、ニーズに応じて見直しを図っていくこととし、2次評価では、引き続きニーズ把握、利便性向上、新規需要の掘り起こしなど、取組の発展を期待されている。</p> <p>これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。</p> <p>(1) 八戸圏域の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通間の接続性の改善(八戸圏域、交通事業者)</li> <li>・バスマップや時刻表の更新を行い、情報発信機能の強化を図る。(八戸圏域)(八戸圏域地域公共交通計画 P32、35 参照)</li> </ul> <p>(2) 五戸町の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスの確保・維持及び利用促進</li> <li>①五戸八戸駅線(上市川経由)が掲載された時刻表を町内毎戸配布(6,600戸)する。</li> <li>②高校生を対象に広域通学に対する応援補助金を交付し、さらに通年通学定期券購入者には上乗せ補助を行う。</li> </ul> <p>(八戸圏域地域公共交通計画 P60 参照)</p>		令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	年間の利用者数	10,859人	8,000人以上	8,000人以上	8,000人以上	運行1回あたりの利用者数	12.8人	10人以上	10人以上	10人以上
	令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度												
年間の利用者数	10,859人	8,000人以上	8,000人以上	8,000人以上												
運行1回あたりの利用者数	12.8人	10人以上	10人以上	10人以上												

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	表1を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る五戸八戸駅線(上市川経由)路線について、五戸町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <p>交通事業者による乗降調査</p>
7. 別表1の補助対象事業の基準木だし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められた系統の概要	【地域間幹線系統のみ】 該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	【地域間幹線系統のみ】 該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項	【地域間幹線系統のみ】 該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要	【地域内ライダーシステムのみ】 表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性	【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果	【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 該当なし (2) 事業の効果 該当なし

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 該当なし
(2) 事業の効果 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論 令和7年6月9日 五戸町地域公共交通会議（書面会議） 五戸町内分に係る計画について合意 令和7年6月25日 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 計画全体について合意 令和8年3月13日 五戸町地域公共交通会議（書面会議） 計画変更について合意（予定） 令和8年3月27日 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 計画変更について合意（予定）
19. 利用者等の意見の反映状況 町内中学生を対象として令和元年12月に実施した「進路と移動手段に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、部活動を含めた高校通学の利便性が高まるよう、運行回数を平日3往復、土日祝日1往復としている。
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】 (1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等 該当なし

(2) 交通手段の検討状況 該当なし
-----------------------

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 八戸市内丸一丁目1-1

(所属) 八戸市 政策推進課

(氏名) 八木田 訓壽

(電話) 0178-43-9124

(e-mail) nor\_yagi@city.hachinohe.amori.jp

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 五戸町字古館21-1

(所属) 五戸町総合政策課 政策推進室

(氏名) 中村 知広

(電話) 0178-62-7974

(e-mail) seisaku@town.gonohe.amori.jp

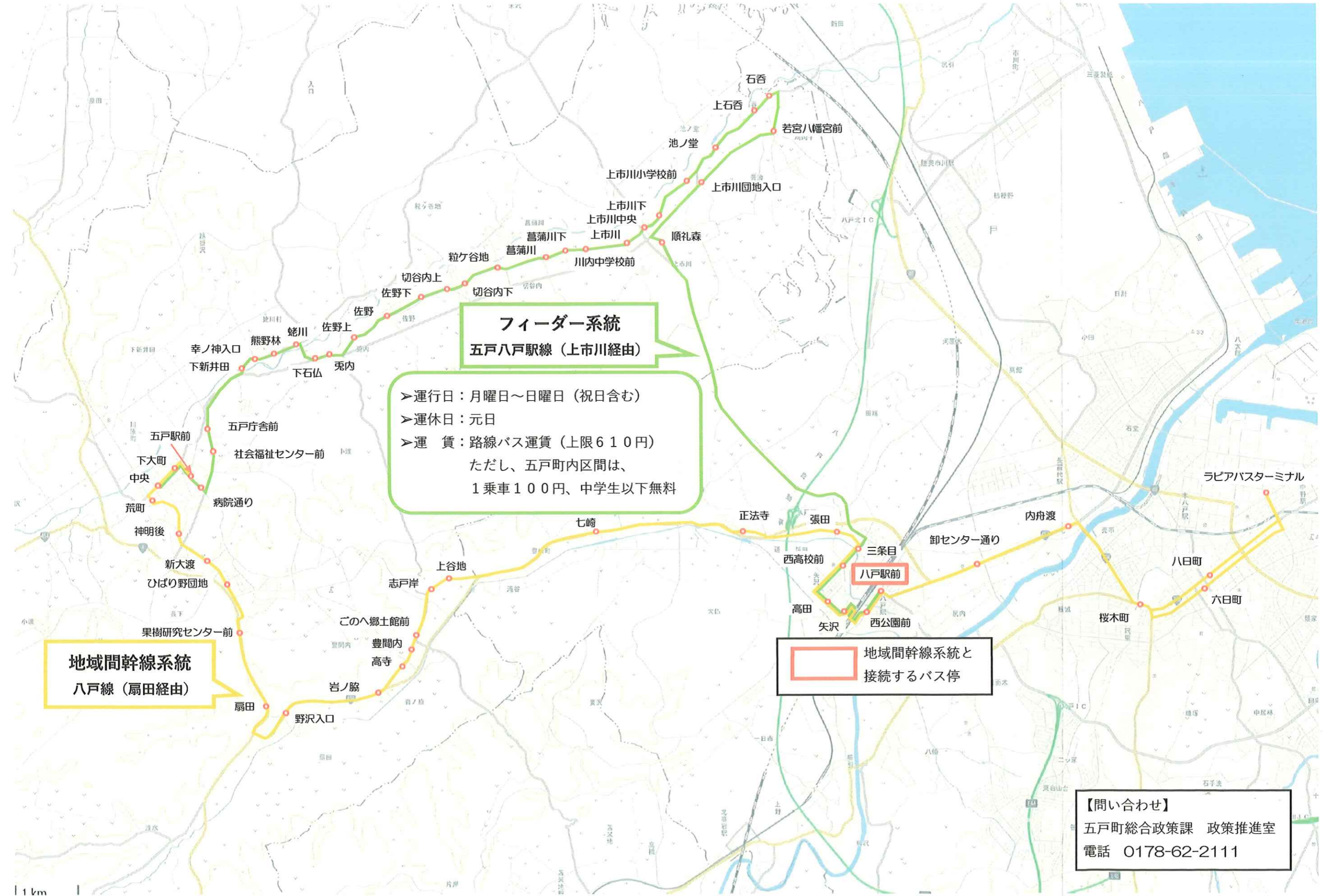
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダーシステム)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内ファイダーシステム系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
五戸町	岩手県北自動車(株)	(1) 五戸八戸駅線(上市川経由)	中央	上市川	八戸 駅前	往24.5km 復24.5km	181日	419回			路線定期運行	① ②(1)	③
	岩手県北自動車(株)	(1) 五戸八戸駅線(上市川経由)	中央	上市川 西高校	八戸 駅前	往24.7km 復24.7km	183日	423回			路線定期運行	① ②(1)	③
		(3)	上段: R7.10.1 ~ R8.3.31 下段: R8. 4.1 ~ R8.9.30				日	回					
		(4)				往 km 復	日	回					
		(5)				往 km 復	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



**フィーダー系統  
五戸八戸駅線 (上市川経由)**

- ▶ 運行日: 月曜日～日曜日 (祝日含む)
- ▶ 運休日: 元日
- ▶ 運賃: 路線バス運賃 (上限 610円)  
ただし、五戸町内区間は、  
1乗車 100円、中学生以下無料

**地域間幹線系統  
八戸線 (扇田経由)**

地域間幹線系統と  
接続するバス停

**【問い合わせ】**  
五戸町総合政策課 政策推進室  
電話 0178-62-2111

# 令和7年度時刻表

## ■平日

③五戸八戸駅線(上市川経由)			
五戸→八戸		八戸→五戸	
中央	6:11	6:40	11:33
下大町	6:12	6:41	11:34
五戸駅前	6:14	6:43	11:36
病院通り	6:15	6:44	11:37
社会福祉センター前	6:16	6:45	11:38
五戸庁舎前	6:16	6:45	11:38
下新井田	6:17	6:46	11:39
幸ノ神入口	6:17	6:46	11:39
熊野林	6:18	6:47	11:40
蛭川	6:19	6:48	11:41
下石仏	6:20	6:49	11:42
兔内	6:21	6:50	11:43
佐野上	6:22	6:51	11:44
佐野	6:23	6:52	11:45
佐野下	6:24	6:53	11:46
切谷内上	6:25	6:54	11:47
切谷内下	6:26	6:54	11:47
粒ヶ谷地	6:27	6:55	11:48
菖蒲川	6:28	6:56	11:49
菖蒲川下	6:29	6:57	11:50
川内中学校前	6:30	6:58	11:51
上市川	6:31	6:59	11:52
上市川中央	6:33	7:01	11:54
上市川下	6:34	7:02	11:55
上市川小学校前	6:36	7:04	11:57
池ノ堂	6:37	7:05	11:58
上石舂	6:38	7:06	11:59
石舂	6:39	7:07	12:00
若宮八幡宮前	6:40	7:08	12:01
上市川団地入口	6:42	7:10	12:03
順礼森	6:44	7:12	12:05
三條目	6:58	7:26	12:16
西高校前	7:00	7:28	12:18
フラット通	7:01	7:29	12:19
矢沢	7:02	7:30	12:20
西公園前	7:04	7:32	12:22
八戸駅前(着)	7:07	7:35	12:25
八戸駅前(発)	7:20	—	—
駅通り	7:21	—	—
青龍寺	7:22	—	—
日赤入口	7:24	—	—
田面木小学校前	7:25	—	—
高専前	7:28	—	—
聖ウルスラ学院	7:32	—	—
聖ウルスラ学院	—	17:35	—
高専前	—	17:36	—
田面木小学校前	—	17:37	—
田面木	—	17:38	—
日赤入口	—	17:39	—
青龍寺	—	17:40	—
駅通り	—	17:41	—
八戸駅前(着)	—	17:42	—
八戸駅前(発)	13:35	17:46	19:45
西公園前	13:36	17:47	19:46
矢沢	13:39	17:50	19:49
フラット通	13:40	17:51	19:50
西高校前	13:41	17:52	19:51
三條目	13:42	17:53	19:52
順礼森	13:52	18:03	20:02
上市川団地入口	13:54	18:05	20:04
若宮八幡宮前	13:56	18:07	20:06
石舂	13:57	18:08	20:07
上石舂	13:58	18:09	20:08
池ノ堂	13:59	18:10	20:09
上市川小学校前	14:00	18:11	20:10
上市川下	14:02	18:13	20:12
上市川中央	14:03	18:14	20:13
上市川	14:04	18:15	20:14
川内中学校前	14:05	18:16	20:15
菖蒲川下	14:06	18:17	20:16
菖蒲川	14:07	18:18	20:17
粒ヶ谷地	14:08	18:19	20:18
切谷内下	14:09	18:20	20:19
切谷内上	14:10	18:21	20:20
佐野下	14:11	18:22	20:21
佐野	14:12	18:23	20:22
佐野上	14:13	18:24	20:23
兔内	14:14	18:25	20:24
下石仏	14:15	18:26	20:25
蛭川	14:16	18:27	20:26
熊野林	14:17	18:28	20:27
幸ノ神入口	14:18	18:29	20:28
下新井田	14:19	18:30	20:29
五戸庁舎前	14:20	18:31	20:30
社会福祉センター前	14:21	18:32	20:31
病院通り	14:21	18:32	20:31
五戸駅前	14:22	18:33	20:32
下大町	14:23	18:34	20:33
中央	14:24	18:35	20:34

## ■土日祝

③五戸八戸駅線(上市川経由)			
中央	6:38	八戸駅前	13:35
下大町	6:39	西公園前	13:36
五戸駅前	6:41	矢沢	13:39
病院通り	6:42	フラット通	13:40
社会福祉センター前	6:43	西高校前	13:41
五戸庁舎前	6:43	三條目	13:42
下新井田	6:44	順礼森	13:52
幸ノ神入口	6:44	上市川団地入口	13:54
熊野林	6:45	若宮八幡宮前	13:56
蛭川	6:46	石舂	13:57
下石仏	6:47	上石舂	13:58
兔内	6:48	池ノ堂	13:59
佐野上	6:49	上市川小学校前	14:00
佐野	6:50	上市川下	14:02
佐野下	6:51	上市川中央	14:03
切谷内上	6:52	上市川	14:04
切谷内下	6:52	川内中学校前	14:05
粒ヶ谷地	6:53	菖蒲川下	14:06
菖蒲川	6:54	菖蒲川	14:07
菖蒲川下	6:55	粒ヶ谷地	14:08
川内中学校前	6:56	切谷内下	14:09
上市川	6:57	切谷内上	14:10
上市川中央	6:59	佐野下	14:11
上市川下	7:00	佐野	14:12
上市川小学校前	7:02	佐野上	14:13
池ノ堂	7:03	兔内	14:14
上石舂	7:04	下石仏	14:15
石舂	7:05	蛭川	14:16
若宮八幡宮前	7:06	熊野林	14:17
上市川団地入口	7:08	幸ノ神入口	14:18
順礼森	7:10	下新井田	14:19
三條目	7:21	五戸庁舎前	14:20
西高校前	7:23	社会福祉センター前	14:21
フラット通	7:24	病院通り	14:21
矢沢	7:25	五戸駅前	14:22
西公園前	7:27	下大町	14:23
八戸駅前	7:30	中央	14:24

8/13~16 は土曜・日祝日ダイヤ

年末年始は特別ダイヤ

令和8年度時刻表

■平日

③五戸八戸駅線 (上市川経由)  
五戸→八戸 八戸→五戸

中央	6:08	6:37	11:30
下大町	6:09	6:38	11:31
五戸駅前	6:11	6:40	11:33
病院通り	6:12	6:41	11:34
社会福祉センター前	6:13	6:42	11:35
五戸庁舎前	6:13	6:42	11:35
下新井田	6:14	6:43	11:36
幸ノ神入口	6:15	6:44	11:37
熊野林	6:16	6:45	11:38
蛭川	6:17	6:46	11:39
下石仏	6:18	6:47	11:40
兔内	6:19	6:48	11:41
佐野上	6:20	6:49	11:42
佐野	6:21	6:50	11:43
佐野下	6:22	6:51	11:44
切谷内上	6:23	6:52	11:45
切谷内下	6:24	6:52	11:45
粒ヶ谷地	6:25	6:53	11:46
菖蒲川	6:26	6:54	11:47
菖蒲川下	6:27	6:55	11:48
川内中学校前	6:28	6:56	11:49
上市川	6:30	6:58	11:51
上市川中央	6:32	7:00	11:53
上市川下	6:33	7:01	11:54
上市川小学校前	6:35	7:03	11:56
池ノ堂	6:36	7:04	11:57
上石呑	6:37	7:05	11:58
石呑	6:38	7:06	11:59
若宮八幡宮前	6:40	7:08	12:01
上市川団地入口	6:42	7:10	12:03
順礼森	6:44	7:12	12:05
三条目	6:58	7:26	12:16
西高校前	6:59	7:27	12:17
高田	7:00	7:28	12:18
矢沢	7:01	7:29	12:19
西公園前	7:04	7:32	12:22
八戸駅前(着)	7:05	7:35	12:25
八戸駅前(発)	7:20	—	—
駅通り	7:21	—	—
青龍寺	7:22	—	—
日赤入口	7:24	—	—
田面木小学校前	7:25	—	—
高専前	7:28	—	—
聖ウルスラ学院	7:32	—	—

聖ウルスラ学院	—	17:35	—
高専前	—	17:36	—
田面木小学校前	—	17:37	—
田面木	—	17:38	—
日赤入口	—	17:39	—
青龍寺	—	17:40	—
駅通り	—	17:41	—
八戸駅前(着)	—	17:42	—
八戸駅前(発)	13:35	17:46	19:45
西公園前	13:36	17:47	19:46
矢沢	13:39	17:50	19:49
高田	13:40	17:51	19:50
西高校前	13:41	17:52	19:51
三条目	13:42	17:53	19:52
順礼森	13:52	18:03	20:02
上市川団地入口	13:54	18:05	20:04
若宮八幡宮前	13:56	18:07	20:06
石呑	13:58	18:09	20:08
上石呑	13:59	18:10	20:09
池ノ堂	14:00	18:11	20:10
上市川小学校前	14:01	18:12	20:11
上市川下	14:03	18:14	20:13
上市川中央	14:04	18:15	20:14
上市川	14:05	18:16	20:15
川内中学校前	14:06	18:17	20:16
菖蒲川下	14:07	18:18	20:17
菖蒲川	14:08	18:19	20:18
粒ヶ谷地	14:09	18:20	20:19
切谷内下	14:10	18:21	20:20
切谷内上	14:11	18:22	20:21
佐野下	14:12	18:23	20:22
佐野	14:13	18:24	20:23
佐野上	14:14	18:25	20:24
兔内	14:15	18:26	20:25
下石仏	14:16	18:27	20:26
蛭川	14:17	18:28	20:27
熊野林	14:18	18:29	20:28
幸ノ神入口	14:19	18:30	20:29
下新井田	14:20	18:31	20:30
五戸庁舎前	14:21	18:32	20:31
社会福祉センター前	14:22	18:33	20:32
病院通り	14:22	18:33	20:32
五戸駅前	14:23	18:34	20:33
下大町	14:24	18:35	20:34
中央	14:25	18:36	20:35

■土日祝

③五戸八戸駅線 (上市川経由)  
五戸→八戸 八戸→五戸

中央	6:38	八戸駅前	13:35
下大町	6:39	西公園前	13:36
五戸駅前	6:41	矢沢	13:39
病院通り	6:42	高田	13:40
社会福祉センター前	6:43	西高校前	13:41
五戸庁舎前	6:43	三条目	13:42
下新井田	6:44	順礼森	13:52
幸ノ神入口	6:45	上市川団地入口	13:54
熊野林	6:46	若宮八幡宮前	13:56
蛭川	6:47	石呑	13:58
下石仏	6:48	上石呑	13:59
兔内	6:49	池ノ堂	14:00
佐野上	6:50	上市川小学校前	14:01
佐野	6:51	上市川下	14:03
佐野下	6:52	上市川中央	14:04
切谷内上	6:53	上市川	14:05
切谷内下	6:53	川内中学校前	14:06
粒ヶ谷地	6:54	菖蒲川下	14:07
菖蒲川	6:55	菖蒲川	14:08
菖蒲川下	6:56	粒ヶ谷地	14:09
川内中学校前	6:57	切谷内下	14:10
上市川	6:59	切谷内上	14:11
上市川中央	7:01	佐野下	14:12
上市川下	7:02	佐野	14:13
上市川小学校前	7:04	佐野上	14:14
池ノ堂	7:05	兔内	14:15
上石呑	7:06	下石仏	14:16
石呑	7:07	蛭川	14:17
若宮八幡宮前	7:09	熊野林	14:18
上市川団地入口	7:11	幸ノ神入口	14:19
順礼森	7:13	下新井田	14:20
三条目	7:24	五戸庁舎前	14:21
西高校前	7:25	社会福祉センター前	14:22
高田	7:26	病院通り	14:22
矢沢	7:27	五戸駅前	14:23
西公園前	7:30	下大町	14:24
八戸駅前	7:33	中央	14:25

8/13~16は土曜・日祝日ダイヤ  
年末年始は特別ダイヤ

令和8年3月27日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称

八戸圏域地域公共交通活性化協議会

住 所 八戸市内丸1-1-1

代表者氏名 会長 吉田 樹

### 地域公共交通計画変更届出書

令和7年9月26日付け東交交第72号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和8年4月1日

○ 変更箇所

表1(2)、(3)、表5不便地域等の内訳を追加  
積算カレンダーの追加、計画別紙の追記

○ 変更理由

・新たに交通不便地域の指定を受けた「笹ノ沢地区」の自家用有償旅客運送とサービス継続計画の認定を受けた「是川・田向線」について、系統の追加を行うもの。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和8年3月27日

(名称) 八戸圏域地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

八戸市におけるフィーダー系統は、市内幹線軸や地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であると言える。

南郷地域のコミュニティタクシーは、市中心街への通学・通院手段である市ノ沢線と接続することで、当地域における通学・通院の利便性を確保しており、当地域で暮らし続ける上で重要な役割を果たしている。

是川・田向線は、令和7年度末で廃止される、「是川団地線」及び「是川・田向循環線」の代替として、サービス継続計画に位置付けられて運行する路線となり、是川地区と市中心街を結び、通勤・通学、通院といった是川地区住民の日常の移動手段を確保するために重要な役割を果たしている。

笹ノ沢自家用有償旅客運送は、交通不便地指定を受けている笹ノ沢地域と八戸駅を結ぶ路線であり、住民の日常の移送手段を確保するために重要な役割を果たしている。

しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

「八戸圏域地域公共交通計画」において、2028年度目標値として八戸圏域における住民1人あたりの公共交通の利用者数の年間利用回数 31.2回/人・年（2021年度現況値 31.2回/人・年を維持）を定めている。

系統名	実績	目標		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
	令和6年度			
南郷地域コミュニティタクシー	148人	159人	154人	150人
笹ノ沢自家用有償旅客運送	—	100人	100人	100人
是川・田向線	—	45,000人	45,000人	45,000人

八戸圏域地域公共交通計画（P25、P26参照）

※八戸圏域地域公共交通計画 P87 中、「表 指標に対する数値管理」

項目	現況値(2021)	目標値(2028)
八戸圏域人口(人)	313,056	276,471
公共交通利用者数(人/年)	9,781,257	8,638,179
住民1人あたりの公共交通利用回数	31.2	31.2

## (2) 事業の効果

これらの路線を維持することにより、八戸市中心部への移動の利便性を維持する。

また、幹線（鉄道・路線バス）と支線（乗合タクシー・自家用有償旅客運送等）のネットワークが連携することで、地域の移動手段が確保される。

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <p>※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。</p>
<p>令和6事業年度における事業評価の結果、1運行当たり利用者2人以上の目標を達成できなかった。</p> <p>1次評価では、公共交通計画の目標設定の考え方に沿って、新しい目標として利用者数を令和5年度実績値の維持に努めることとしたほか、2次評価では、周知・広報の強化等により新規需要の掘り起こしを含む利用促進に取り組むことを助言された。</p> <p>これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。</p> <p>(1) 八戸圏域の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通間の接続性の改善（八戸圏域地域公共交通活性化協議会、交通事業者）</li> <li>・バスマップや時刻表の更新を行い、情報発信機能の強化を図る（八戸圏域地域公共交通活性化協議会）</li> </ul> <p>（八戸圏域地域公共交通計画 P32、35 参照）</p> <p>(2) 八戸市の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南郷コミュニティタクシーの時刻表を南郷地域において町内会を通じて回覧するほか、市HPに掲載し、周知を図る。（八戸市）</li> </ul> <p>（八戸圏域地域公共交通計画 P47 参照）</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表1を添付</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>八戸市から運行事業者等への負担額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担しており、国庫補助金については市一般財源の歳入として扱う。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>交通事業者による乗降調査</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論	
令和7年6月19日	八戸市地域公共交通会議 八戸市内分に係る計画について合意
令和7年6月25日	八戸圏域地域公共交通活性化協議会 計画全体について合意
令和8年3月27日	八戸圏域地域公共交通活性化協議会 計画全体について合意
19. 利用者等の意見の反映状況	
令和3年度に地域住民と意見交換を行い、令和4年度から運行方法を見直し、デマンド運行へ切りかえた。 タクシー利用者から、市ノ沢線第2便に接続する時間帯での運行（現在は初便に接続）を求める声があり、調査検討を行う予定。	
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要	
<b>【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</b>	
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等	
該当なし	
(2) 交通手段の検討状況	
該当なし	

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 八戸市内丸一丁目1-1

(所 属) 八戸市 政策推進課

(氏 名) 相模 将喜

(電 話) 0178-43-9124

(e-mail) masa\_sagami@city.hachinohe.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特別措置	運送継続 特別措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)				
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準に該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準に該当する要件 (別表7のみ)	
八戸市	日の出タクシー	(1) 南郷地域コミュニティタクシー		南郷地域		往復 km	152日	152回	○		区域運行	①・②(1)	市ノ沢バス停で補助対象地域間幹線系統と接続の確保		
	笹ノ沢地域交通運	(2) ささバス		笹ノ沢地区		往復 km	48日	73回			区域運行	②(2)	八戸駅(仮通駅)と接続 八戸駅で補助対象地域間幹線系統と五戸八戸線と接続	①	
	岩手県北自動車機	(3) 是川・田向線	栗川橋交差	中心街	ラピアスタミナル	往復 10.1km 10.6km	183日	792回		○	定時定路線		三日町バス停で補助対象地域間幹線系統と三八線と接続		
			(4)			往復 km	日	回							
			(5)			往復 km	日	回							

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」及び「運送継続特別措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特別措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	八戸市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	66,160
交通不便地域等	4,927

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
4,697	旧南郷村	過疎法
230	笹ノ沢地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画	令和6年3月28日 認定	令和7年度
八戸圏域地域旅客運送サービス継続実施計画	令和8年2月19日 策定	令和8年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

【R8年度】(2)ささバス線

		日	月	火	水	木	金	土	
令和7年	10月								
	11月								
	12月								
令和8年	1月								
	2月								
	3月								
	4月	1				1	2	3	4
		5	6	7	8	9	10	11	
		12	13	14	15	16	17	18	
		19	20	21	22	23	24	25	
	5月	26	27	28	29	30			
		3	4	5	6	7	8	9	
		10	11	12	13	14	15	16	
		17	18	19	20	21	22	23	
		24	25	26	27	28	29	30	
6月	31								
	1	2	3	4	5	6			
	7	8	9	10	11	12	13		
	14	15	16	17	18	19	20		
7月	21	22	23	24	25	26	27		
	28	29	30						
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
8月	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30	31			
	2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15		
9月	16	17	18	19	20	21	22		
	23	24	25	26	27	28	29		
	30	31							
	6	7	8	9	10	11	12		
計	13	14	15	16	17	18	19		
	20	21	22	23	24	25	26		
	27	28	29	30					
平日・土日		25	23	23	24	25	25	25	170
祝日		0	3	3	3	0	0	0	9
年末年始等		1				1	1	1	4

凡例

	… 日曜
	… 平日(月~金)
	… 土曜
	… 祝日
	… 年末年始等

183 (年間)

	日	平日					土	祝日	年末年始等	運行日数	運行回数	系統キロ
		月	火	水	木	金						
往路	(回/日)		0.5		1.0					48	36.5	
	(回/年)	0.0	0.0	11.5	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0			
復路	(回/日)		0.5		1.0					48	36.5	
	(回/年)	0.0	0.0	11.5	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0			
(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。										48	73.0	

【R8年度】(3)是川田向線

		日	月	火	水	木	金	土	
令和7年	10月								
	11月								
	12月								
令和8年	1月								
	2月								
	3月								
	4月					1	2	3	4
		5	6	7	8	9	10	11	
		12	13	14	15	16	17	18	
		19	20	21	22	23	24	25	
	5月	26	27	28	29	30			
		3	4	5	6	7	8	9	
		10	11	12	13	14	15	16	
		17	18	19	20	21	22	23	
	6月	24	25	26	27	28	29	30	
31									
		1	2	3	4	5	6		
7		8	9	10	11	12	13		
7月	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27		
	28	29	30						
				1	2	3	4		
8月	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30	31			
9月								1	
	2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22		
10月	23	24	25	26	27	28	29		
	30	31							
			1	2	3	4	5		
	6	7	8	9	10	11	12		
11月	13	14	15	16	17	18	19		
	20	21	22	23	24	25	26		
	27	28	29	30					
		月	火	水	木	金	土	計	
平日・土日		25	23	23	24	25	25	170	
祝日		0	3	3	3	0	0	9	
年末年始等		1				1	1	4	

凡例

...	日曜
...	平日(月~金)
...	土曜
...	祝日
...	年末年始等

183 (年間)

	日	平日					土	祝日	年末年始等	運行日数	運行回数	系統キ口
		月	火	水	木	金						
往路 (回/日)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	183	366.0	
	(回/年)	50.0	46.0	46.0	48.0	50.0	50.0	50.0	18.0			
復路 (回/日)	2.0	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.0	2.0	2.0	183	426.0	
	(回/年)	50.0	57.5	57.5	60.0	62.5	62.5	50.0	18.0			
										183	792.0	

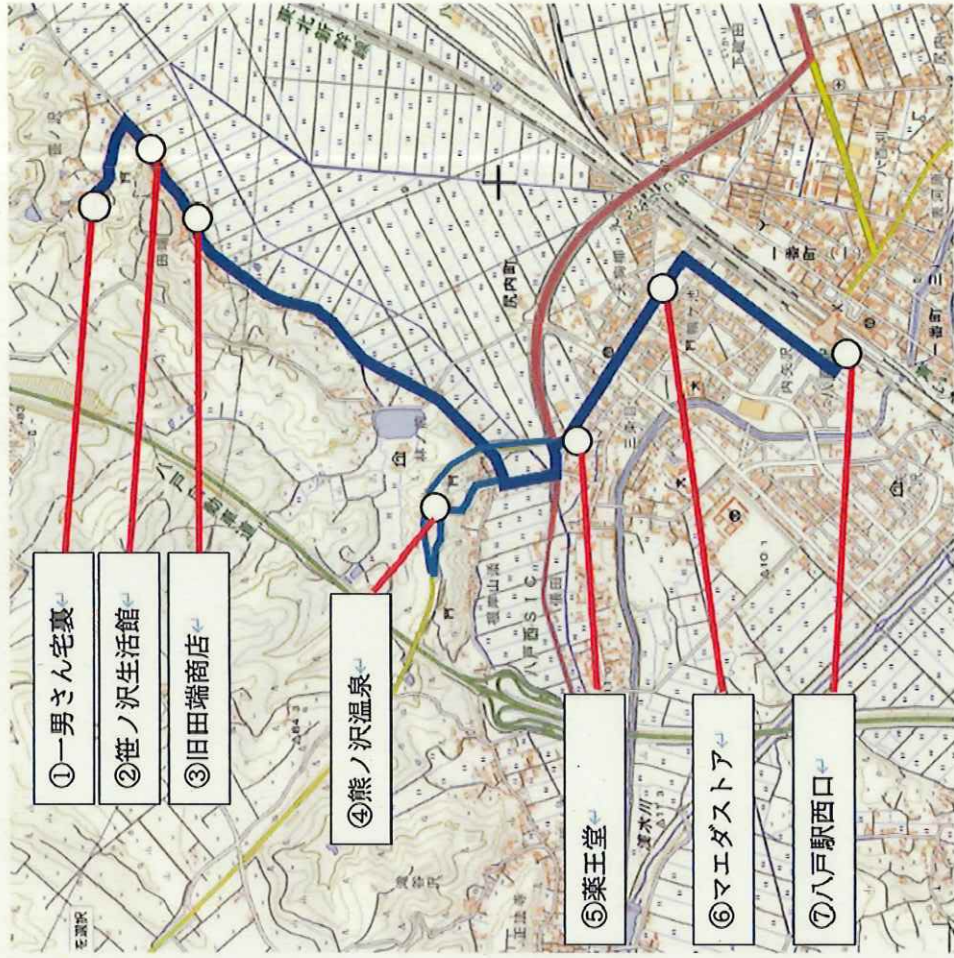
(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

# 笹ノ沢自家用有償旅客運送概要

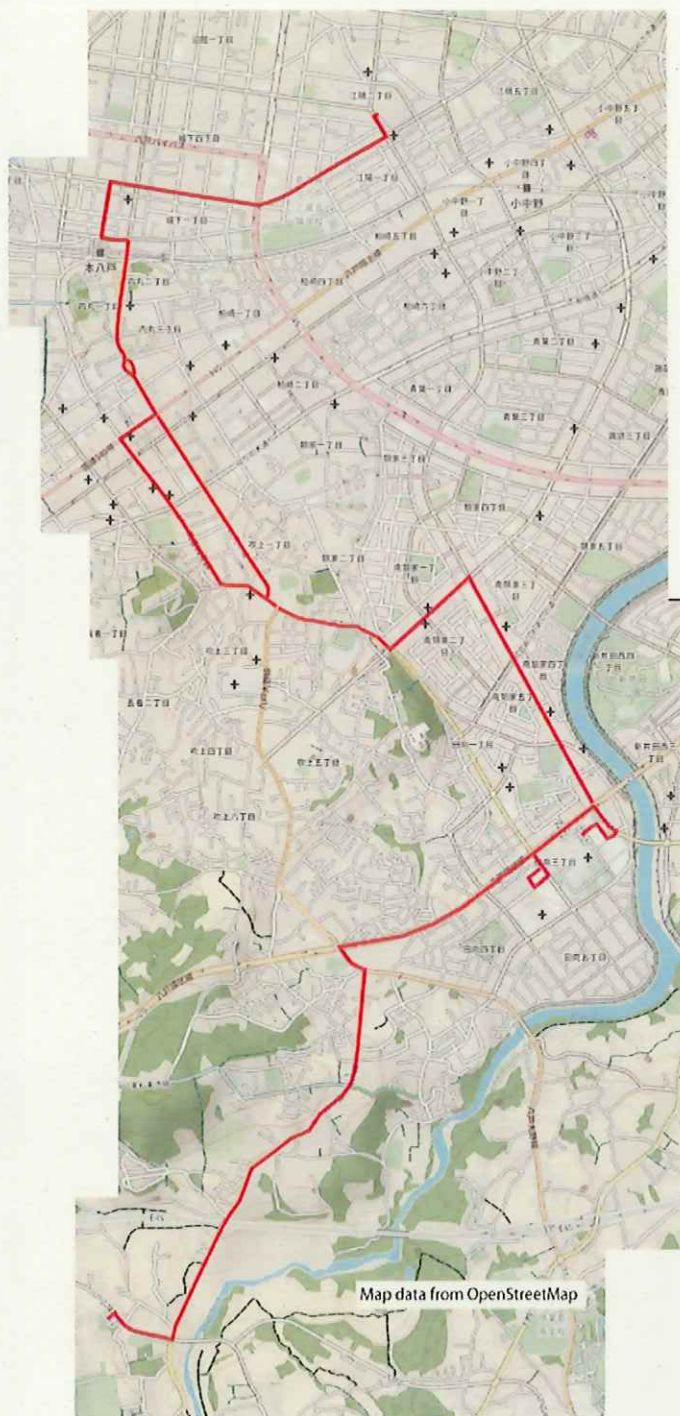
実施主体	笹ノ沢地域交通運営協議会
運行方式	予約型運行
使用車両	福祉事業社車両
運行区域	笹ノ沢地区～八戸駅西口
運行回数	2回/週（火・金） 1日4便
対価	1回200円

第一便	一男さん宅裏	八戸駅西口
第二便	10時45分発	10時55分着
第三便	12時10分発	12時20分着
第四便	12時45分発	12時35分発
	15時30分着	15時20分発

(浄信館) (SGグループ)  
 (SGグループ) (浄信館)



(1) 運行経路



## (2) 運行ダイヤ

系統名	平日		土・日・祝		事業者名	事業の種類	運行の態様
	往	復	往	復			
是川・田向線	4	5	4		岩手県北自動車(株)南部支社	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行

## 是川・田向線（中心街～是川縄文館） 往／平日

地	発時刻	ラピアバスターミナル	本八戸駅	中心街①中央通り	コープるいけ店前	市民病院	イオン田向店	中居井	八重坂団地前	是川縄文館	着地	着時刻
		8:35	8:42	8:48	8:58	9:04	9:09	9:13	9:15	9:19		
		9:42	9:49	9:55	10:05	10:11	10:16	10:20	10:22	10:26		
		10:57	11:04	11:10	11:20	11:26	11:31	11:35	11:37	11:41		
		13:57	14:04	14:10	14:20	14:26	14:31	14:35	14:37	14:41		

## 是川・田向線（中心街～是川縄文館） 復／平日

地	発時刻	是川縄文館	八重坂団地前	中居井	イオン田向店	市民病院	コープるいけ店前	中心街①三日町	本八戸駅	ラピアバスターミナル
		8:25	8:27	8:30	8:34	8:39	8:44	8:56	9:02	9:12
		9:25	9:27	9:30	9:34	9:39	9:44	9:56	10:02	10:12
		11:20	11:22	11:25	11:29	11:34	11:39	11:51	11:57	12:07
		13:10	13:12	13:15	13:19	13:24	13:29	13:41	13:47	13:57
		16:45	16:47	16:50	16:54	16:59	17:04	17:16	17:22	17:32

## 是川・田向線（中心街～是川縄文館） 往／日祝

地	発時刻	ラピアバスターミナル	本八戸駅	中心街①中央通り	コープるいけ店前	市民病院	イオン田向店	中居井	八重坂団地前	是川縄文館
		8:35	8:42	8:48	8:58	9:04	9:09	9:13	9:15	9:19
		9:42	9:49	9:55	10:05	10:11	10:16	10:20	10:22	10:26
		11:02	11:09	11:15	11:25	11:31	11:36	11:40	11:42	11:46
		12:57	13:04	13:10	13:20	13:26	13:31	13:35	13:37	13:41

## 是川・田向線（中心街～是川縄文館） 復／日祝

地	発時刻	是川縄文館	八重坂団地前	中居井	イオン田向店	市民病院	コープるいけ店前	中心街①三日町	本八戸駅	ラピアバスターミナル
		9:25	9:27	9:30	9:34	9:39	9:44	9:56	10:01	10:11
		11:20	11:22	11:25	11:29	11:34	11:39	11:51	11:56	12:06
		13:25	13:27	13:30	13:34	13:39	13:44	13:56	14:01	14:11
		15:45	15:47	15:50	15:54	15:59	16:04	16:16	16:21	16:31



## 新郷村における高校生スクールバス（仮称）の運行（試験運行）について

### 1 経緯・目的

新郷村では、村内から公共交通機関で通学できる県立高校が限られている。そのため多くの生徒が、「下宿」や「家族での転居」あるいは「保護者による送迎」を余儀なくされており、家庭における経済的・時間的負担の増大が大きな課題となっている。

このような状況を受け、村では以前より村内に暮らしながら、安心して通学できる移動手段の確保を課題の一つとして掲げてきた。本事業は具体的な解決策として、「高校生スクールバス（仮称）」の運行を行うものである。

### 2 運行計画（試行）の概要

- (1) 事業主体：新郷村
- (2) 運行期間：令和8年4月～9月下旬
- (3) 乗車運賃：無料
- (4) 運行日：月曜日～金曜日の平日（登校日の朝 限定）
- (5) 運行時間：新郷診療所 6:15 分発→西越郵便局 6:25 分発→八戸駅前 7:05 着  
下校時（帰り）の運行はなし。  
※下校時は、地域公共交通ネットワーク全体の維持・活性化のため、路線バスを利用することを想定
- (6) 利用対象：八戸方面の高校へ通学する村内在住の高校生。  
想定利用者は10名～16名。事前登録制とする。
- (7) 駅での運用：駅ロータリーでの迅速な降車に徹し、一般車両の通行を妨げない。

### 3 試験運行後の対応（予定）

- (1) 有償化の時期：令和8年10月からの実施を予定。（適切な対価を設定し、本格運用へ移行）
- (2) 法的根拠：道路運送法第78条に基づく「自家用有償旅客運送」への登録手続き。
- (3) 乗車運賃：試験運行中の利用者数や通学実態のデータを踏まえ適切な対価を検討し、設定。

### 4 スケジュール

令和8年2月：村内中学校、バス会社、近隣市町村等、関係各所に事業内容説明

3月：村地域公共交通会議での協議・合意

4月：無償（試行）運行開始

5月～6月：利用実態の調査、有償化に向けた運賃算定

6月～7月：村地域公共交通会議での協議合意・青森運輸支局への有償運送登録申請

10月～：有償運行（本運用）開始

### 5 その他

- (1) 遅延に伴う他交通機関への接続保証は行わない。
- (2) 運行に関し、不可抗力（天候・事故等）による運休時の代替輸送は行わない。

● 高校生スクールバス降車後の公共交通機関一覧（～7：10 八戸駅西口 到着後）

🚌 南部バス、八戸市営バス（一部抜粋）

・八戸高校方面

1 番のりば～上大杉平（7：18～7：39）（7：20～7：41）（7：30～7：52）

・高専方面

4 番のりば～高専前（7：20～7：28）（8：00～8：09）

1 番のりば～高専前（7：25～7：44）

・八戸東、千葉高方面

1 番のりば～千葉高校通（7：16～7：45）（7：25～7：54）

・八戸工業方面

1 番のりば～工業高校前（7：20～7：54）

2 番のりば～工業高校前（7：20～8：00）

🚉 JR 八戸線 ※本八戸駅：八戸東、千葉、八工 ※白銀：工大一、八戸北 利用可

・7：17 発 → 本八戸駅 7：25 → 小中野 7：29 → 白銀 7：38

・7：34 発 → 本八戸駅 7：42 → 小中野 7：46 → 白銀 7：55

本八戸駅から千葉高まで徒歩 17 分（1.2 km） 八戸東まで徒歩 21 分（1.4 km）

工業まで徒歩 15 分（1.0 km）

小中野駅から八戸工業 徒歩 17 分（1.2 km）

白銀駅から八戸北高校 徒歩 23 分（1.5 km） 工大一高まで徒歩 8 分（550m）

※【高校別】 最寄り駅 🚉

・八戸北高校：JR 八戸線 白銀駅

・工大一高校：JR 八戸線 白銀駅

・八戸高校：JR 無

・国立高専：JR 無

・八戸東高校：JR 八戸線 本八戸駅

・千葉学園高：JR 八戸線 本八戸駅

・八戸工高校：JR 八戸線 本八戸駅

・八戸西高校：JR 八戸線 八戸駅

・ 最寄りバス停 🚌

・ ①北高校前 ②北高校通

・ ①工大一高前 ②三島上

・ ①上大杉平 ②八高前

・ ①高専前 ②聖ウルスラ学院

・ ①千葉高校通 ②東高校通

・ ①千葉高校通

・ ①工業高校前 ②郵便局通

・ ①西高校前

あくまでも参考です。ご利用の際は、必ずお調べください。

## ●下校後の公共交通機関一覧

🚌 南部バス、八戸市営バス ～ 新郷村へ（一部抜粋）

### 【戸来行き】

ラピア	中心街	新荒町	聖ウルス ラ学院	八戸駅 前	西高校 前
15:02	15:10	15:14	→	15:35	→
16:12	16:20	16:24	→	16:50	16:56
16:57	17:05	17:09	→	17:35	→
			17:35	17:46	17:52
18:02	18:10	18:14	→	18:40	→
19:08	19:16	19:20	→	19:40	→

### 五戸～八戸線

→ 扇田経由  
→ 扇田経由  
→ 扇田経由  
→ 上市川経由  
→ 扇田経由  
→ 扇田経由

### 金ヶ沢線 乗換え

五戸駅前		→	中ノ平 (診療所)
着	発		
16:17	16:20	→	16:45
17:32	17:50	→	18:15
18:17	無		
18:33	18:43	→	19:08
19:22	無		
20:22	無		

### 【西越行き】

ラピア	中心街	新荒町	聖ウルス ラ学院	八戸駅 前	西高校 前
13:52	14:00	14:04	→	14:25	→
15:02	15:10	15:14	→	15:35	→
16:12	16:20	16:24	→	16:50	16:56
16:57	17:05	17:09	→	17:35	→
18:02	18:10	18:14	→	18:40	→
19:08	19:16	19:20	→	19:40	→

### 五戸～八戸線

→ 扇田経由  
→ 扇田経由  
→ 扇田経由  
→ 扇田経由  
→ 扇田経由  
→ 扇田経由

### 西越線 乗換え

扇田		→	西越郵 便局前
着	発		
14:56	15:30	→	15:53
16:06	17:04	→	17:27
17:21	五戸駅 着 17:32		
18:06	五戸駅 着 18:17		
19:11	五戸駅 着 19:22		
20:11	五戸駅 着 20:22		

🚗 JR 八戸線 ~ 新郷村へ (一部抜粋)

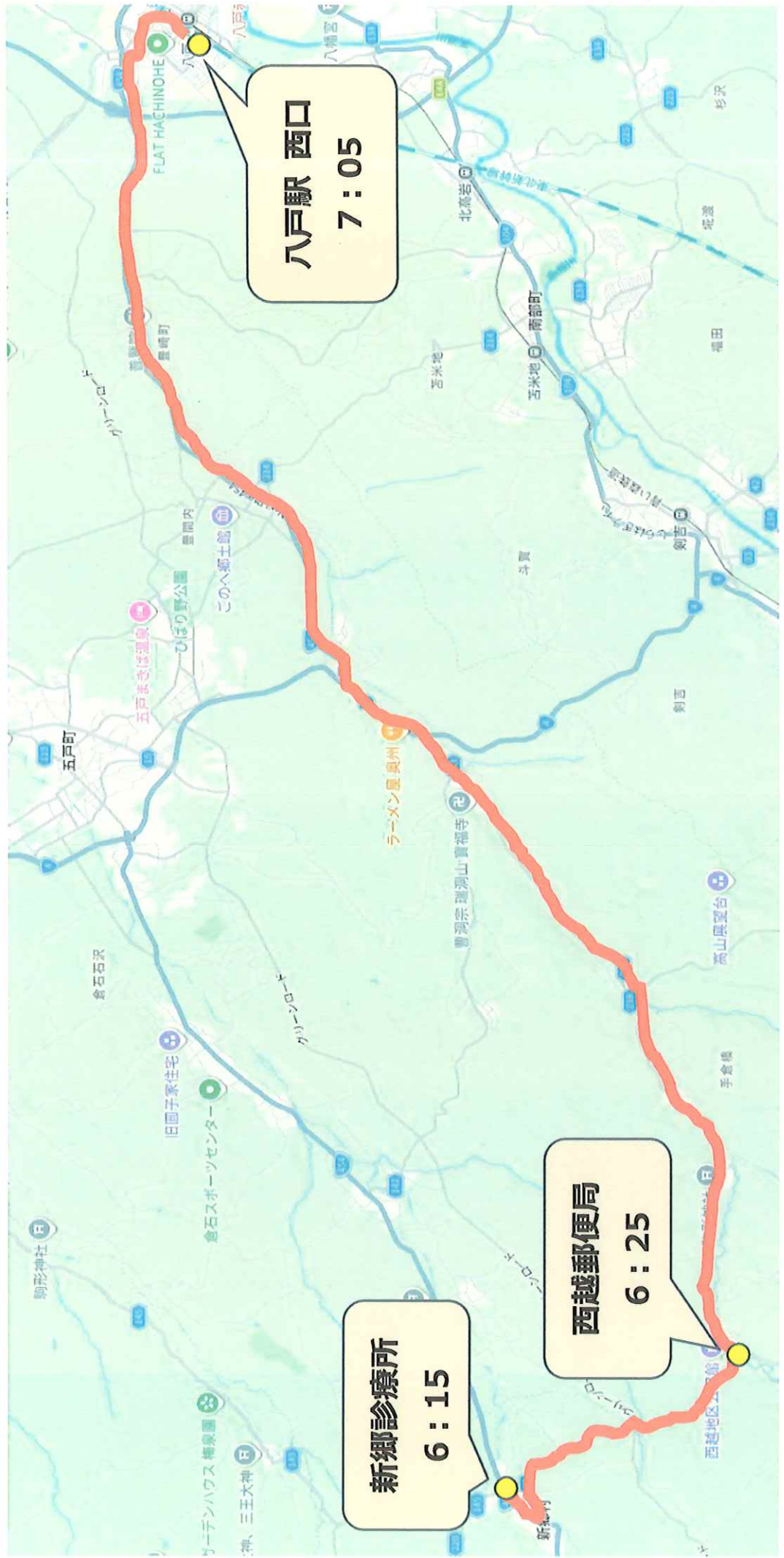
【戸来行き】

JR 八戸線				南部バス 五戸~八戸線			南部バス 金ヶ沢線 乗換え		
白銀	小中野	本八戸	八戸駅	八戸駅前	西高校前		五戸駅前 着 発		中ノ平 (診療所)
14:27	14:33	14:36	14:45	15:35	→	→ 扇田経由	16:17	16:20	→ 16:45
				16:50	16:56	→ 扇田経由	17:32	17:50	→ 18:15
16:58	17:05	17:09	17:18	17:35	→	→ 扇田経由	18:17	無	
				17:46	17:52	→ 上市川経由	18:33	18:43	→ 19:08
17:57	18:07	18:11	18:28	18:40	→	→ 扇田経由	19:22	無	
18:52	18:59	19:03	19:13	19:40	→	→ 扇田経由	20:22	無	

【西越行き】

JR 八戸線				南部バス 五戸~八戸線			南部バス 西越線 乗換え		
白銀	小中野	本八戸	八戸駅	八戸駅前	西高校前		扇田 着 発		西越郵便局前
14:27	14:33	14:36	14:45	15:35	→	→ 扇田経由	16:06	17:04	→ 17:27
				16:50	16:56	→ 扇田経由	17:21	五戸駅着 17:32	
16:58	17:05	17:09	17:18	17:35	→	→ 扇田経由	18:06	五戸駅着 18:17	
17:57	18:07	18:11	18:28	18:40	→	→ 扇田経由	19:11	五戸駅着 19:22	
18:52	18:59	19:03	19:13	19:40	→	→ 扇田経由	20:11	五戸駅着 20:22	

# 新郷村高校生スクールバス 経路図



# 八戸圏域地域公共交通活性化協議会設置要綱

## (設置)

第1条 八戸圏域地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、八戸圏域地域公共交通計画（以下「圏域公共交通計画」という。）及び第27条の16第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「圏域利便増進実施計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 圏域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 圏域利便増進実施計画の作成及び変更の意見聴取に関する事項
- (3) 圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4) 圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

## (協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者を以って構成する。

- (1) 八戸圏域8市町村長が指名する職員
- (2) 国及び青森県における関係行政機関の職員
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者が指名する者
- (4) 八戸圏域内の旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者
- (5) 学識経験者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) その他協議会が必要と認める者
- (8) 協議会は、必要に応じて前項以外の者を出席させることができる。

## (会長及び監事)

第4条 協議会に会長及び監事を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 監事 2名
- 2 会長は委員の互選により定める。
  - 3 監事は会長の指名により定める。
  - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
  - 5 監事は、出納監査を行い、監査の結果を協議会に報告する。

## (協議会の運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 協議会の議決は出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、書面にて協議することができる。
- 5 協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

## (協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキング会議)

第7条 協議会は、必要があるときは、協議会の議事について調整又は意見交換等を行うため、構成員の任意出席によるワーキング会議を開催することができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、八戸市総合政策部政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定に関わらず、圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が協議会に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。